

令和 7 年 2 月 5 日
保健福祉政策部保健福祉政策課

世田谷区子ども条例等の一部改正に伴う
世田谷区地域保健福祉推進条例の一部改正について

1 改正の事由

世田谷区子ども条例等の一部を改正する条例が、令和 7 年第 1 回定例会に提案されることに伴い、世田谷区地域保健福祉推進条例（平成 8 年 3 月 13 日条例第 7 号。以下「推進条例」という）の規定の整備を行う必要がある。推進条例で引用する、世田谷区子ども条例（平成 13 年 12 月 10 日条例第 64 号）の名称及び条番号が変更されるため、規定の整備を行う。

2 改正の内容及び方法

(1) 改正の内容

推進条例第 28 条第 1 項第 4 号の規定を、以下のように改める。

改正後	改正前
現に世田谷区子ども <u>の権利</u> 条例（平成 13 年 12 月世田谷区条例第 64 号） <u>第 29 条</u> の規定による申立てが行われている場合又は既に行われた場合	現に世田谷区子ども条例（平成 13 年 12 月世田谷区条例第 64 号） <u>第 19 条</u> の規定による申立てが行われている場合又は既に行われた場合

施行日：世田谷区子ども条例等の一部を改正する条例の施行日

(2) 改正の方法

令和 7 年第 1 回区議会定例会に提案する世田谷区子ども条例（子ども・若者部所管議案）の附則第 2 項に、以下の改正規定を置く。

<p>世田谷区子ども条例等の一部を改正する条例（抜粋）</p> <p>ふ そく 附 則 しこうきじつ (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。 (世田谷区地域保健福祉推進条例の一部改正)</p> <p>2 世田谷区地域保健福祉推進条例（平成 8 年 3 月世田谷区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第 28 条第 1 項第 4 号中「世田谷区子ども条例」を「世田谷区子どもの権利条例」に、「第 19 条」を「第 29 条」に改める。</p>
